~住宅を購入・建築された方へ~

マイナンバーカードで住宅ローン控除の確定申告をしませんか?

住宅ローンで住宅を購入又は建築した場合、所得税の確定申告で住宅ローン控除の手続をすると、税金の還付を受けられる場合があります。

最初の年分 2年目以降

の手続

所得税の確定申告とは、1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金などがある場合には、

その過不足を精算する手続です。

住宅に居住した翌年の1月以降、 3月15日 (確定申告期限) までに確定申告



住宅に居住

確定申告書の作成手順は裏面をご覧ください。



マイナンバーカードを利用 して確定申告をしなかった 「証明書データ」の取り込 みが利用できないので、毎 回ご自身で入力・計算する 必要があります。

年末調整をされる方

給与所得者の方は、原則として勤務先で行う年末調整において、住宅ローン 控除の手続を行います。

その際、「証明書データ」を利用して住宅ローン控除の手続ができる場合が あります。

この場合、民間ソフトウェア会社又は国税庁が提供する年末調整ソフト等に 「証明書データ」を取り込むことで、控除額が自動計算されます。



12月

年末調整がアッと いう間に完了♪

3月15日

確定申告に必要なもの

① マイナンバーカード



取得方法については裏 面をご覧ください。

翌年1月

② ICカードリーダライタ又は マイナンバーカード対応のスマートフォン





③ 収入や控除に関する書類 源泉徴収票や生命保険料控除証明書などを ご用意ください。

④ 住宅ローン控除に必要な書類 売買(請負)契約書・登記事項証明書・年 末残高証明書などをご用意ください。

確定申告書の作成・送信



パソコンやスマートフォンを利用して 確定申告書を作成し、e-Taxで送信し てください。

※ 確定申告に必要な書類は申告する内容に よって異なります。詳しくは国税庁HP をご覧ください。



マイナンバーカード対応の スマートフォンの機種はこ ちら

証明書データの交付

マイナンバーカードを利用して住宅ローン控除の申告をされ た方に対して、税務署から毎年10月頃、e-Taxの受付システ ム内に、住宅ローン控除の「証明書データ」を交付します。

10月頃



国税庁ホームページにあ る確定申告書等作成コー ナーのトップ画面から、 e-Taxの受付システムに アクセスします。



年末調整をされる方は「証明 書データ | をダウンロード又 はマイナポータルを通じて取 得します。

確定申告をされる方

事業所得者の方など、確定申告をされる方については、 確定申告で毎年住宅ローン控除の手続を行います。 その際、マイナポータルを通じて、確定申告書等作成コー ナーの入力画面に「証明書データ」を取り込むことで、控 除額が自動計算されます。





インターネットで住宅ローン控除の申告ができます

用意した書類を見ながら画面の案内に従って入力するだけで、自動計算でアッという間に申告書が完成!

初めて住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)の申告をする場合の入力例

1 国税庁ホームページヘアクセスします



2 マイナンバーカード方式を選択します



3 「所得税」を選択し、まずは収入や所得控 除の入力をします



4 住宅ローン控除の入力画面で住宅ローン控 除の「証明書データ」の交付を希望します

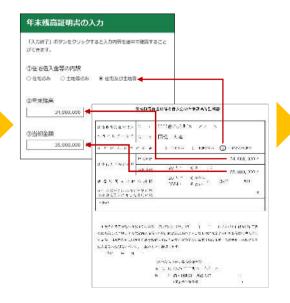


ここで「はい」を選択することにより、年末調整や 確定申告で利用できる、住宅ローン控除の「証明書 データ」を受け取ることができるようになります。

5 売買(請負)契約書や登記事項証明書の内容を入力します



6 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 の内容を入力します



7 氏名やマイナンバーを入力して申告書の 完成です



8 e-Taxで送信します



申告書をデータで送信して申告は完了です。

※ 一部の添付書類は郵送などで別途提出してください。

マイナンバーカードでできることって?

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Tax で提出すれば本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請

でき、無料で取得できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法 🔎

